

飯綱町議会政策サポーター設置要綱

(目的)

第1条 町民と議会との協働により町政発展の政策提言に取組み、新しい知恵と創意を結集して町づくりのための政策立案を目的として、議会政策サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 政策サポーターの定数は20人以内とし、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

第3条 サポーターは、前2条の目的を達成させるため、飯綱町内在住であるかは問わない。

(選考)

第4条 サポーターの選考は、議会がこれにあたる。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間とする。

(任務)

第6条 サポーターは、議会及び町の政策について意見を提言するとともに、飯綱町全般について町民の意見を聴取するほか、議会の依頼に応じて会議、アンケート、調査事項への協力等を行うものとする。

(謝金)

第7条 サポーターには、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

(その他)

第8条 その他必要と認められる事項については、議会において協議する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。